

## 乗合タクシー地域停留所 設置基準

### ■設置場所

- ・乗合タクシー車両が容易に通行でき、利用者が安全に乗降できる場所。
- ・停留所間隔は、原則500メートル以上。

### ■設置個数

- ・1つの地域まちづくり協議会につき、その地域まちづくり協議会に存する自治会数に2を乗じた数が限度。

### ■設置の特例

地域まちづくり協議会の区域が著しく広い場合、その他亀山市地域公共交通会議が必要と認める場合、設置することができる。

「その他亀山市地域公共交通会議が必要と認める場合」については、設置する地域停留所への登録希望者が必ずいることを確認した上で、次のいずれかに該当することを条件に、地域公共交通会議での協議を経て追加設置することができる。

1. 大きな高低差があるなど、既設の地域停留所まで徒歩での移動が困難な場合。
2. 道路の幅員が狭く入り組んでいるなど、既設の地域停留所が離れている場合。
3. 交通量の多い道路を横断する必要があるなど、既設の地域停留所まで徒歩での移動に危険が伴う場合。
4. 高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合。

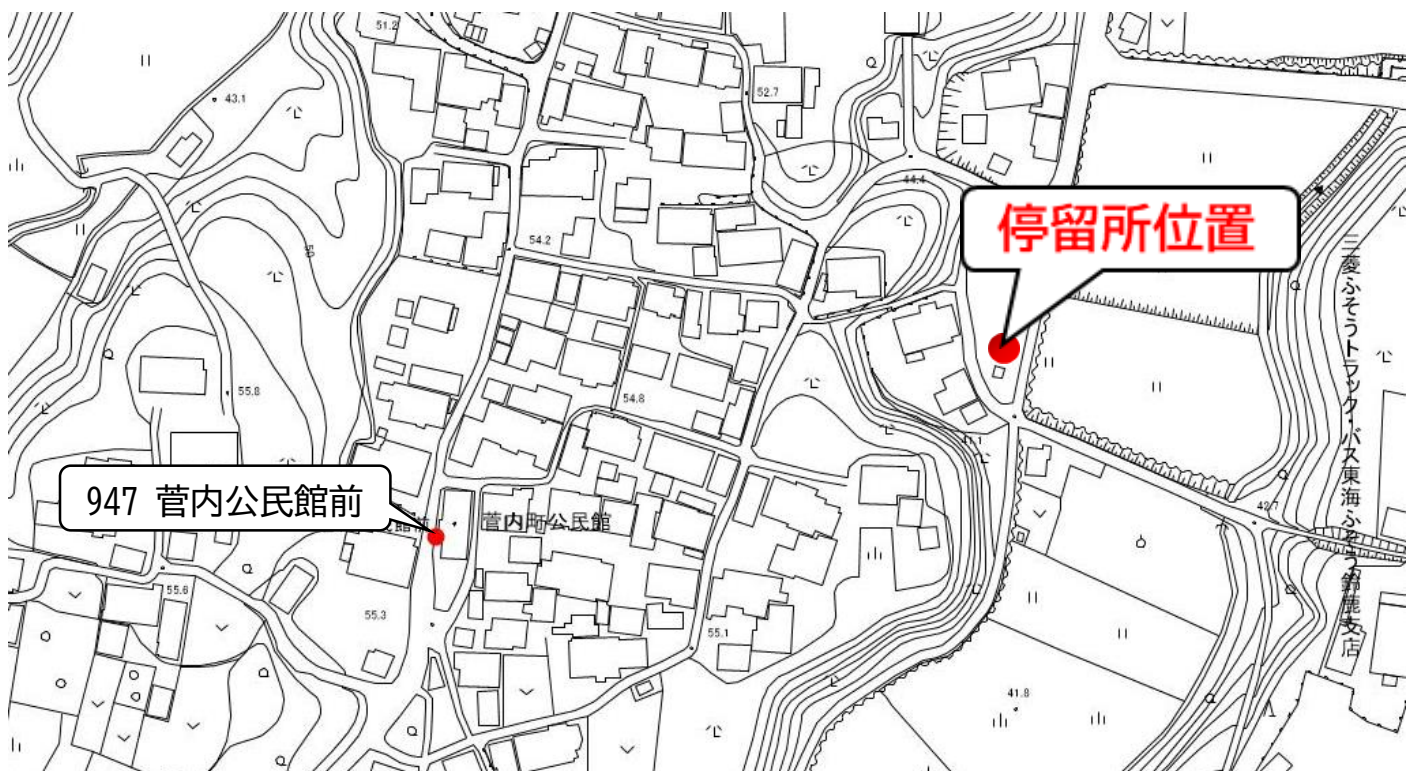
## ◆乗合タクシー地域停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市菅内町1887

名称案 種池 (No.0-14)

設置理由 東部地区まちづくり協議会からの要望

設置日 令和8年1月21日



# 地域停留所設置要望（東部地区まちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 菅内町地内  
名称案 種池 (No.0-14)

## 【地域停留所設置基準】

設置の特例基準1：大きな高低差があるなど既設の地域停留所まで徒歩での移動が困難な場合を適用。

## 【設置理由】

停留所新設予定地周辺には高齢者世帯は多くないものの、自治会長への聞き取り調査の結果、一定数の利用希望者がいることが確認されている。また、既存停留所（菅内公民館前）まで約300mあり、かつ急な坂道であるため設置する。

## ◆乗合タクシー地域停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市羽若町373-4

名称案 羽若町天王さん前（西組東組）（No.K-10）

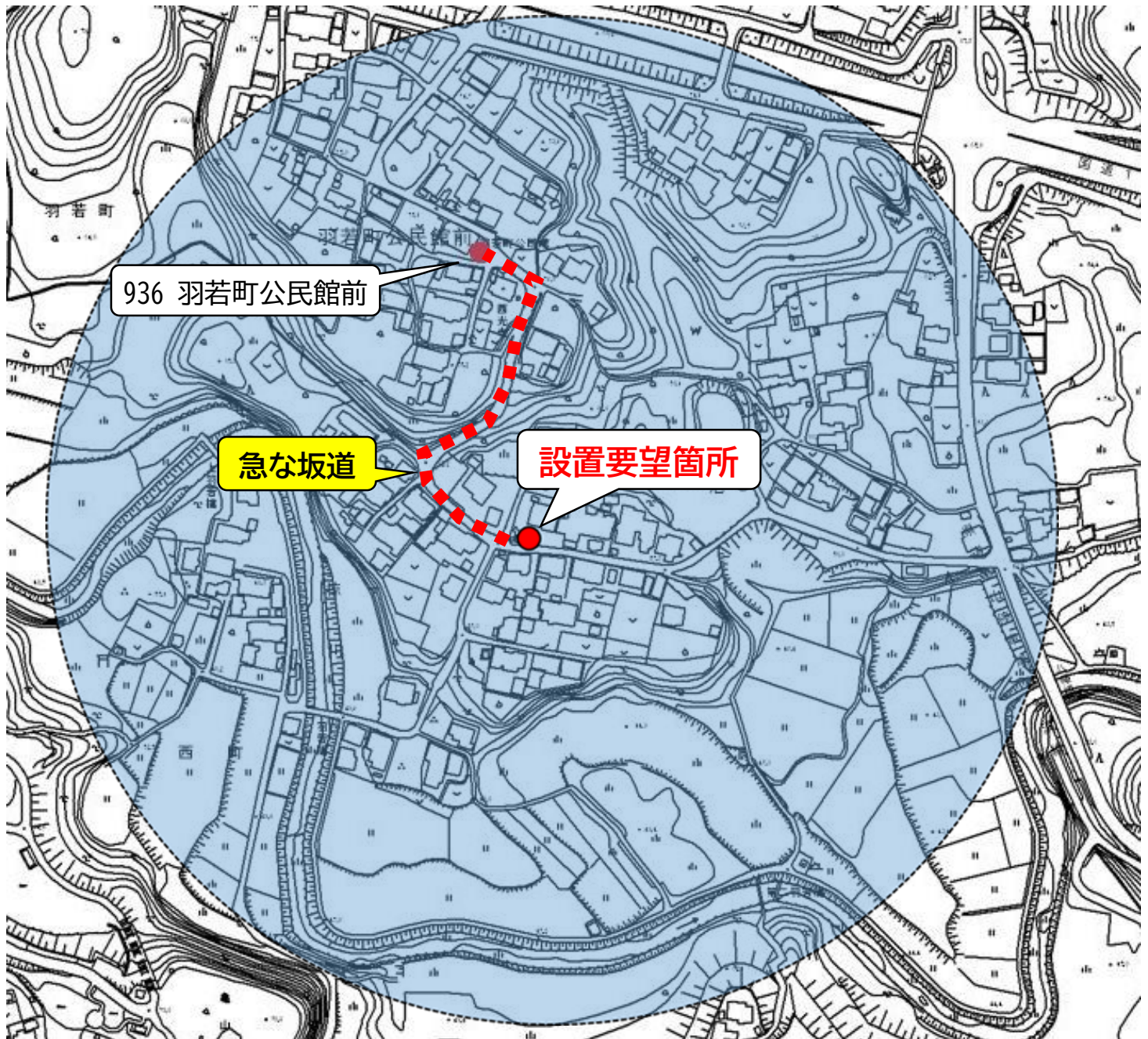
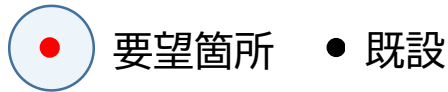
設置理由 城北地区まちづくり協議会からの要望

設置日 令和8年1月21日



# 地域停留所設置要望（城北地区まちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 羽若町地内  
名称案 羽若町天王さん前（西組東組）（No. K-10）

## 【地域停留所設置基準】

設置の特例基準1：大きな高低差があるなど既設の地域停留所まで徒歩での移動が困難な場合を適用。  
設置の特例基準4：高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合を適用。

## 【設置理由】

停留所新設予定地周辺には高齢者の単身世帯が多く、自治会長への聞き取り調査の結果、多くの独居高齢者が本停留所の利用を希望していることが確認されている。また、既存停留所（羽若町公民館前）まで約300mあり、かつ急な坂道であるため設置する。